

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ サーバー用パソコンの耐用年数は5年に

Q : パソコンの耐用年数が短縮されるそうですが、何年になるのでしょうか。

A : 6年とされていた耐用年数が、4年または5年に短縮されます。

【解説】

平成13年度の改正により、パソコンをはじめとする電子計算機の耐用年数が短縮されることになりました。

今回公表された改正耐用年数省令では、「器具及び備品」の部の「事務機器及び通信機器」の欄にある「電子計算機 6年」が、「電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く） 4年」「電子計算機 その他のもの 5年」へと短縮されています。

これにより、いわゆるパソコンであってもネットワークのサーバーの用途に用いられているものは、「その他のもの 5年」の耐用年数が適用されることとなりますので注意が必要です。どのような環境でどのように用いられているかを踏まえて判定することが必要になるわけです。

この改正は、法人の場合、平成13年4月1日以後に開始する事業年度から、個人の場合、平成13年分以後の所得税からそれぞれ適用されることとなります。

なお、今回の改正耐用年数省令には、税制適格の会社分割等により分割法人等から中古減価償却資産の引き継ぎを受けた場合の規定も新設されています。

